

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○令和六年第一回東京都議会定例会の招集……………（財務局主計部議案課）…

規則（教）

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第百一号

令和六年第一回東京都議会定例会を、二月二十日に招集する。

令和六年二月十三日

東京都知事 小池百合子

規則（教）

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「別記第三十五号様式」を「別記第三十三号様式」に改める。

第十条の二を削る。

第十八条の二中「、第十条の二」を削る。

第二十五条第一項第三号中「。ただし、免許法附則第十八項に規定する幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の検定を受けようとする者にあつては、免許法施行規則附則第十項の表に規定する単位を修得したことを証明する書類」を削る。

別記第三十一号様式中

現 規 則	
（旧）有効期間の満了の日 ／（旧）修了確認期限	

を

現 規 則	
-------	--

に

改める。

別記第三十三号様式から第三十四号様式までを削り、別記第三十五号様式を別記第三十三号様式とする。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記第三十一号様式の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 令和七年三月十七日から同月三十一日まで、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第十条の二の規定に基づく申請を受理した免許状の授与年月日は、第二十条の規定にかかわらず、令和七年三月三十一日とする。

3 別記第三十一号様式の改正規定の施行の際、改正前の規則別記第三十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年二月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- | | | |
|---|-----------------|-------------------|
| 一 | 店舗名 | エミオ石神井公園（ウエスト） |
| 二 | 店舗所在地 | 練馬区石神井町三丁目二十三番十五号 |
| 三 | 設置者名 | 西武鉄道株式会社 |
| 四 | 設置者住所 | 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 |
| 五 | 変更前の設置者の代表者名 | 喜多村 樹美男 |
| 六 | 変更後の設置者の代表者名 | 小川 周一郎 |
| 七 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ヨークほか十二名 |

- | | | |
|---|-------------------|-----------------|
| 八 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社イトーヨーカ堂ほか十名 |
| 九 | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社千惣 |

- | | | |
|----|-------------|---|
| 十 | 変更前の小売業者の住所 | 大阪府大阪市住吉区荻田七丁目十一番十九号 |
| 十一 | 変更後の小売業者の住所 | 大阪府大阪市住吉区荻田七丁目三番十号 |
| 十二 | 変更日 | 令和五年九月一日ほか |
| 十三 | 届出日 | 令和六年一月二十四日 |
| 十四 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） |
| 十五 | 縦覧期間 | 令和六年二月十三日から同年六月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 十六 | 縦覧時間 | 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。 |

業者の氏名又は名称

- | | | |
|----|-------------|---|
| 八 | 変更前の小売業者の住所 | 神奈川県横浜市青葉区柿の木台一番地十六 |
| 九 | 変更後の小売業者の住所 | 神奈川県横浜市港北区北新横浜一丁目十二番地一 |
| 十 | 変更日 | 令和五年七月二十日ほか |
| 十一 | 届出日 | 令和六年一月二十四日 |
| 十二 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） |
| 十三 | 縦覧期間 | 令和六年二月十三日から同年六月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 十四 | 縦覧時間 | 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。 |

- | | | |
|---|-----------------|-------------------------|
| 一 | 店舗名 | グランエミオ大泉学園 |
| 二 | 店舗所在地 | 練馬区東大泉一丁目二十八番一号 |
| 三 | 設置者名 | 株式会社西武リアルティソリューションズほか五名 |
| 四 | 設置者住所 | 豊島区南池袋一丁目十六番十五号ほか |
| 五 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ビック・ライズほか十二名 |
| 六 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ビック・ライズほか十二名 |
| 七 | 変更を行った小売 | 株式会社ビック・ライズ |